

## 声 明

本日、東京地方裁判所民事第19部合議D1係(片野正樹裁判長)は、JR東海労(ジェイアール東海労働組合)の組合員が、年休権を不当に侵害されたとしてJR東海(東海旅客鉄道株式会社)に対し損害の賠償を請求した訴訟において、組合員の請求を認め、20万円～3万円の損害賠償金の支払を命じた画期的な判決を言い渡した。

\* \* \*

本訴訟において、JR東海は新幹線乗務員の職場(運輸所)において、年休権に関して、就業規則や労働協約にも定めのない独自の仕組みを作りだしてこれを一方的に適用するなどしてきた。その結果、本件当時、①年休を申し込んでも認められる割合が30%未満であることが常態化し、②このため毎年20日に近い日数を翌年に繰り越さざるを得ず、2年間で消化することができず、失効することすら続出していた、③年休取得の可否は、時季指定ごとに「事業の正常な運営の妨げになる」かどうかを検討して判断をしたり、代替勤務者を手配するなどの「配慮」をまったく行わず、半月に1回年休取得の順位を抽選で決める年休順位制度を機械的に一律に当てはめて決定し、④その結果、日々、年休を取得できる人数は申請者中0人の場合すら日常的であり、平均30%にも満たないのが実情であり、また、⑤2暦日の2日目に時季指定をしても一律に認められない運用がされていたり、⑥年休申請をしても、長期間(長いときには35日間)年休取得の可否を知らされないなど、年休制度の趣旨に反する運用がなされていること、そして、⑦これらの最大の原因は、慢性的な要員不足しか考えられないことなどを原告らは明らかにし、会社は、労働者の権利を保障する意識をまったく持たないことなどを弾劾してきた。これに対し会社は、日本の大動脈である東海道新幹線の運行の必要性を絶対化し、「集団的に代替要員の確保を図っている」などという独特の論理をも持ち出してその正当性を主張するだけであった。

\* \* \*

5年間にわたる訴訟の結果、東京地裁は、JR東海による年休権に係る運用は年休権の趣旨に反し違法であると認定して、原告らに対し損害賠償を命じたものである。年休権という労働者の権利の重要性を改めて確認した判決であり、日常的に労働者の権利を軽んじてきたJR東海を厳しく弾劾するものであるとともに、他の企業における労使に与える影響はきわめて大きいものといえる。

JR東海は、ただちに自らの非を認め、労働者の保護の制度である年休権の趣旨に沿う仕組みに作り直し、その趣旨に沿った運用をはじめべきである。

2023年3月27日

ジェイアール東海労働組合  
弁護団